

# 住宅借入金等特別控除(住民税の住宅ローン控除)の 制度変更について

## 平成11年から平成18年までに入居した方へ

平成11～18年までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方を対象に実施されている住民税からの住宅ローン控除を受ける場合について、平成22年度分以降の住民税より、町に対する申告書の提出は原則不要となります。

## 平成21年から平成25年までに入居した方へ（新制度）

平成21～25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、その分が翌年度分の住民税（所得割）から控除されます。

なお、控除を受ける初年度は必ず確定申告をしてください。

## 住民税から控除できる額

次の(1)または(2)のいずれか小さい額が控除されます。

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額

## 申告書の提出について

課税年度	平成20～21年度	平成22年度以降	
居住開始年月日	平成11～18年末	平成11～18年末	平成21～25年末
町への住宅借入金等特別税額控除（住民税からの住宅ローン控除）申告書の提出	毎年必要	原則不要	原則不要

## 平成19年及び平成20年に入居された方へ（住民税の住宅ローン控除は対象外です）

平成19年及び平成20年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方については、住民税の住宅ローン控除は適用されませんので、ご注意ください。

## 住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

- (1) 平成19年及び平成20年に入居の場合
- (2) 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合
- (3) 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合
- (4) 所得の減少や他の控除により翌年度の住民税がかからない場合 等

## 〇お問い合わせ

町民税務課 税務G ☎ (84) 1966(直通)